

綾瀬市マスコットキャラクター使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、キャラクターとは次のとおりとする。

- (1) 名称は「あやぴい」とする。
- (2) デザインは別図のとおりとする。
- (3) 設定は別表のとおりとする。

2 この要領において、キャラクターデザインの改変とは次に掲げるものをいう。ただし、綾瀬市マスコットキャラクターあやぴいデザイン集等に掲載しているイラストについては、改変にあたらないものとする。

- (1) キャラクターデザインの色を変えること。
- (2) キャラクターデザインを変形させること。
- (3) キャラクターデザインに他のデザインを重ねること。
- (4) キャラクターデザインの一部を切り取って使用すること。
- (5) 名前を定められたものと異なる表記で使用すること。
- (6) キャラクターデザインの設定に追加、削除又は変更をすること

(使用基準)

第3条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 営利を目的とするとき。ただし、あやせ名産品に関する事業並びに綾瀬市（以下「市」という。）をPRする事業においては、この限りでない。
- (2) 市の信用及び品位を損ない、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (3) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人等の売名に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (6) 品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、当該認定が得られていないものに使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(7) その他、市長が不適当であると認める使用をするとき。

(使用申請等)

第4条 キャラクターを使用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめマスコットキャラクター使用承認申請書（第1号様式。以下「使用承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が事務事業のために使用するとき。
- (2) 市立の小学校及び中学校が教育の目的で使用する時。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (4) その他、市長が適当と認めたとき。

(使用承認等)

第5条 市長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者にマスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（第2号様式。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、市長は、使用条件を付することができる。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にマスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（第3号様式。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第6条 使用承認期間は、使用期間開始日から起算して2年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第7条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容のみに使用し、市長が付した使用条件に従うこと。

- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「綾瀬市マスコットキャラクター あやぴい」の表記を付すこと。ただし、表記を付すことが困難な場合は、その旨を申告し、市長の指示に従うこと。
- (4) 第10条の規定に基づく場合を除き、キャラクターデザインの改変等応用使用はしないこと。
- (5) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに市長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (6) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコットキャラクター使用変更承認申請書（第4号様式。以下「使用変更承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（キャラクターデザインの改変）

第10条 使用者が、キャラクターデザインの改変をしようとする場合は、あらかじめ使用承認申請書の改変の有無の欄により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、その内容について審査を行い承認又は不承認について決定し、使用（変更）承認通知書の改変承認の可否の欄により申請者に通知するものとする。

3 市長は、改変の承認にあたり、必要な条件を付することができるものとする。

（使用承認の取消し）

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者にマスコットキャラクター使用承認取消通知書（第5号様式。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第12条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じて、市はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合に、市は法律上の責任を一切負わない。

（損害賠償）

第13条 使用者がキャラクターの使用によって市に損害を生じさせた場合は、この損害を賠償しなければならない。

（委任）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年11月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月12日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

綾瀬市マスコットキャラクター「あやぴい」を次のとおり使用したいので、申請します。

使用物件名	
使用目的及び 使用方法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
改変の有無	☐ 有 ☐ 無
見 本 提 出	☐ 完成品見本 ☐ 写真 ☐ 図案 ☐ その他（ ）
連 絡 先	担当者氏名 住所（所在地）： 電話番号： メールアドレス：
添 付 書 類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、 販売場所、原稿等） 2 その他参考となるもの

第 2 号様式（第 5 条関係）

マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書

年 月 日

様

綾 瀬 市 長 印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市マスコットキャラクター「あやぴい」の使用（変更）について、次のとおり承認します。

使用物件名	
使用目的及び 使用方法	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
承 認 番 号	
改変承認の 可否	☐ 承認 ☐ 不承認（理由： ）
使 用 条 件	使用に際しては、綾瀬市マスコットキャラクター使用取扱要領の規定を遵守すること。

第 3 号様式（第 5 条関係）

マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のありました綾瀬市マスコットキャラクター「あやぴい」の使用（変更）について、次の理由により承認しません。

該当事項	不 承 認 理 由
	綾瀬市の信用及び品位を損ない、又は正しい理解の妨げになると認められるため
	法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められるため
	特定の政治、思想及び宗教の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため
	特定の個人等の売名に使用し、又は使用するおそれがあると認められるため
	品質、性能等について公的機関の認定が必要な製品で、当該認定が得られていないものに使用し、又は使用するおそれがあると認められるため
	その他、使用が適当でないと認められるため (理由)

第 4 号様式（第 9 条関係）

マスコットキャラクター使用変更承認申請書

年 月 日

綾 瀬 市 長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

承認番号第 号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので、申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的及び 使用方法		
使 用 期 間		
デザイン改変		
変 更 理 由		
連 絡 先	担当者氏名 住所（所在地）： 電話番号： メールアドレス：	
添 付 書 類	変更が確認できる資料等	

第 5 号様式（第 1 1 条関係）

マスコットキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

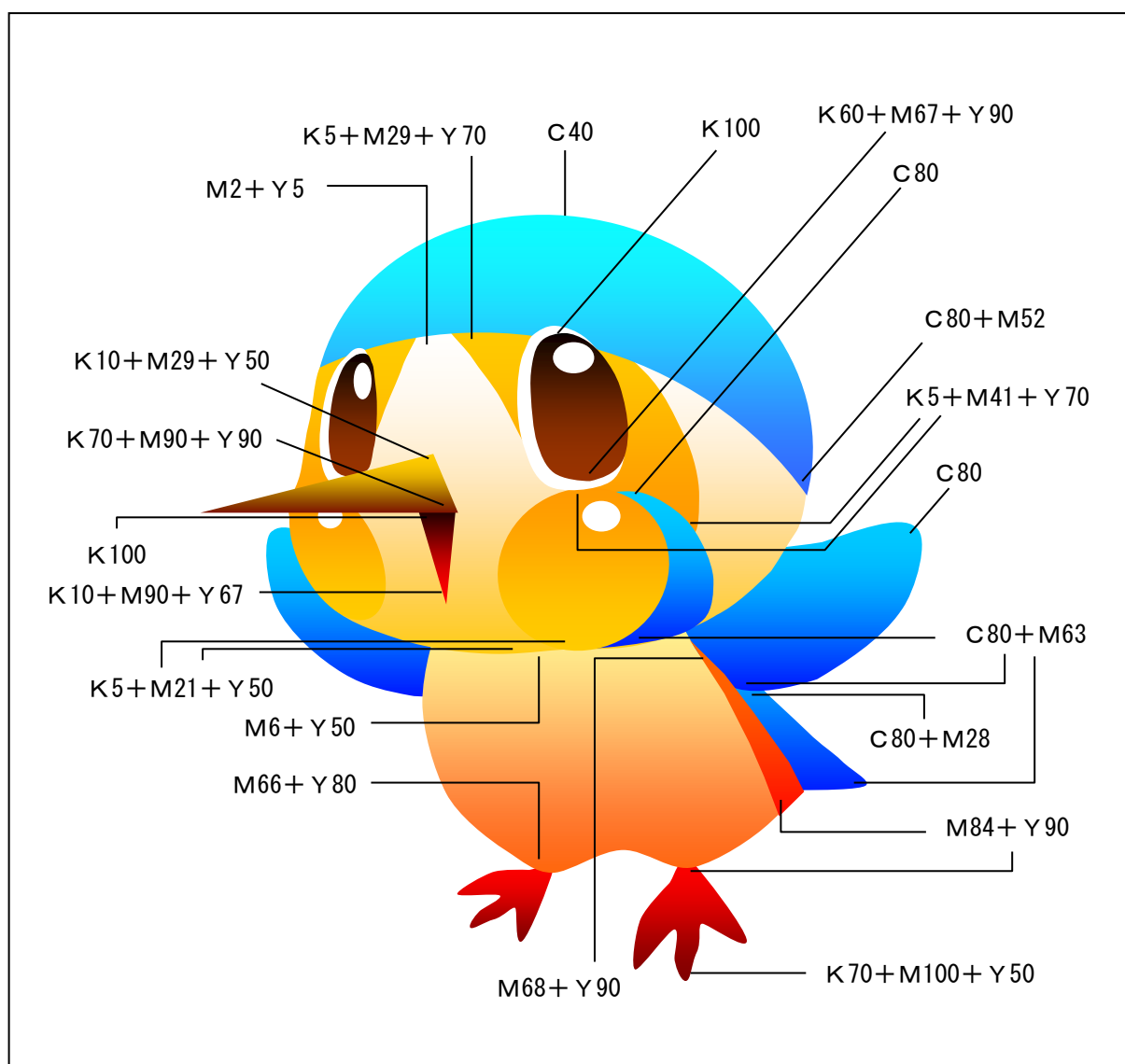
様

綾瀬市長 印

綾瀬市マスコットキャラクター「あやぴい」の使用承認について、次の理由により
取り消します。

使用物件名	
承 認 番 号	
取消しの理由	
取消しに伴う指示	

別紙（第2条関係） あやぴいデザイン



※グラデーションは目、口及び頬の上部を濃色、下部を淡色とし、それ以外はいずれも上部を淡色、下部を濃色とする。

別表（第2条関係） 設定

キャラクター名	設 定
あやびい	市の鳥「カワセミ」をモチーフにしています。 チャームポイントのキラキラおめめで、綾瀬の豊かな自然と人の優しさを見つめています。 綾瀬のまちを飛び回るのが大好きな元気っ子です。 性別：なし 生まれ：綾瀬市 誕生日：平成20年11月1日（市制施行30周年記念日） 好物：あやせの実（市民の夢が膨らむと実するというバラの形をした小さな実） 趣味：川遊び、日向ぼっこ